

# 「持続化補助金台風19号型」において補助事業者が補助対象経費により 取得し、または効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

令和元年12月17日制定  
全国商工会連合会

(処分制限財産の定義)

第1条 令和元年度被災小規模事業者再建事業（持続化補助金台風19号型）補助金交付要綱（令和元年12月17日制定。以下「交付要綱」という。）第23条第1項に定める「取得価格または効用の増加価格」について、「取得価格」は、補助対象経費により購入した機械、器具、備品等の購入費用（消費税および地方消費税相当額を含まない。以下同じ。）をいい、「効用の増加価格」は、補助対象経費により施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等およびその設置等にかかる工事費）をいう。

(財産処分の定義)

第2条 交付要綱第22条第4項、同第23条第1項、第2項、第3項および本取扱いで定める「処分」の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 転用：処分制限財産の所有者の変更をともなわない、補助金交付の目的に反する使用
  - (2) 譲渡：補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更
  - (3) 交換：補助金交付の目的に反する、処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換
  - (4) 貸付け：補助金交付の目的に反する、処分制限財産の所有者の変更をともなわない使用者の変更
  - (5) 担保に供する処分：補助金交付の目的に反する、処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定
  - (6) 取壊し：処分制限財産の使用を止め、取り壊すこと
  - (7) 廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること
- 2 なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金の交付の目的に反しない使用として「処分」には該当しないものとする。
- (1) 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障をきたさない範囲で一時的に転用する場合
  - (2) 処分制限財産（施設に限る）の一部について付帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合
  - (3) 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復または強化を図るための改造を行う場合

(財産処分の承認の基準)

- 第3条 補助事業者からの財産処分の申請について、全国商工会連合会会長が交付要綱第23条第3項の承認をする場合には、原則として、次条で定める金額を全国商工会連合会に納付する（補助金交付前に承認する場合には、納付すべき金額を交付額と相殺する。以下同じ。）旨の条件を付すものとする。
- 2 担保に供する処分の申請については、原則として、資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合には、担保権実行時に全国商工会連合会に納付する旨の条件を付して承認する。
  - 3 前2項の規定に関わらず、事情を勘案して、納付の条件を付さないことが

できる。

(全国商工会連合会への納付額の算定)

第4条 全国商工会連合会への納付額は、以下のとおりとする。

- (1) 有償譲渡または有償貸付けにかかる納付額は、処分制限財産にかかる補助金額を上限として、譲渡額または貸付額（ただし、当該譲渡額または貸付額が残存簿価相当額または鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額または鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が補助対象経費総額に占める割合。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- (2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊しまたは廃棄の場合の納付額は、処分制限財産にかかる補助金額を上限として、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。
- (3) 共同事業において、共同事業実施事業者内の他の参画事業者に無償譲渡または無償貸付けを行い、かつ、引き続き、補助事業の交付の目的に沿った範囲内でのみ使用する場合には、(2)の例外として納付額は0円とする。
- (4) 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、前記(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。
- (5) 前記(1)および(2)において、処分のための撤去費用等が生じる場合は、譲渡額、貸付額または残存簿価相当額等から当該費用の額を控除した後、補助率を乗じるものとする。

(財産処分制限期間)

第5条 交付要綱第23条第2項における「全国連会長が別に定める期間」は、5年とする。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)において4年以下となっているものについては、同省令の定めに準じた期間とする。

2 中古資産については、同省令第3条第1項第2号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。ただし、その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。

(1) 前項で定める期間の全部を経過した資産

当該資産にかかる前項で定める年数の20%に相当する年数（1年未満の端数切捨て）

(2) 前項で定める期間の一部を経過した資産

当該資産にかかる前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数（1年未満の端数切捨て）

3 処分制限財産の中で耐用年数が異なる財産を切り分けることが可能な場合は、それぞれの財産ごとに財産処分制限期間を設定できるものとする。

以上

#### ＜参考1＞第5条第1項「ただし書き」の適用例

・建物付属設備－店用簡易装備 3年

- ・一般用四輪自動車－小型車（総排気量 0.66 リットル以下） 4年
- ・一般用二輪・三輪自動車 3年
- ・運送事業用自動車－小型車（積載量 2 トン以下の貨物自動車） 3年

**<参考2>第5条第2項（中古資産の場合の財産処分制限期間）の計算例**

**\*例1：普通自動車（新車の場合の財産処分制限期間は5年）**

経過年	計算式	財産処分制限期間
0年（参考：新品）		5年
1年	$5 - 1 = 4$ $1 \times 20\% = 0.2$ $4 + 0.2 = 4.2 \Rightarrow$ 端数切捨て	4年
3年	$5 - 3 = 2$ $3 \times 20\% = 0.6$ $2 + 0.6 = 2.6 \Rightarrow$ 端数切捨て	2年
5年	$5 \times 20\% = 1$ $\Rightarrow$ 2年未満は2年とする	2年
7年	$5 \times 20\% = 1$ $\Rightarrow$ 2年未満は2年とする	2年

**\*例2：小型四輪自動車（新車の場合の財産処分制限期間は4年）**

経過年	計算式	財産処分制限期間
0年（参考：新品）		4年
1年	$4 - 1 = 3$ $1 \times 20\% = 0.2$ $3 + 0.2 = 3.2 \Rightarrow$ 端数切捨て	3年
3年	$4 - 3 = 1$ $3 \times 20\% = 0.6$ $1 + 0.6 = 1.6$ $\Rightarrow$ 2年未満は2年とする	2年
4年	$4 \times 20\% = 0.8$ $\Rightarrow$ 2年未満は2年とする	2年
5年	$4 \times 20\% = 0.8$ $\Rightarrow$ 2年未満は2年とする	2年